

第2編

まちづくり計画

【概要版】

地域力が奏でる都市力の創出を理念として
市民が創り 市民が育む 交流躍動都市をめざします



川薩地区法定合併協議会



「まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1市4町4村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

計画の構成は、新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」、「まちづくり事業計画」、「公共施設の基本的考え方」及び「財政計画」を中心として構成されています。

計画の期間は、合併年度(平成16年10月12日の目標)及びその後の10年間(平成26年度)とします。

合併前の関係市町村の基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保したものとなっています。



計画の概要

1	まちづくりの課題と合併の必要性.....	P 45	5	新市一体化躍動プラン.....	P53
2	新市の概況と主要指標.....	P 47	6	基本計画・まちづくり事業計画.....	P55
3	新市まちづくりの基本方針.....	P 48	7	新市における県事業の推進.....	P68
4	公共施設の基本的な考え方.....	P 51	8	財政計画.....	P69





まちづくりの課題と合併の必要性

地方分権

現状

平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性、地域住民の自己決定権の拡充が求められています。

課題

市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。

様々な権限移譲に伴ない市の事務量が増加し、一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。

課題解決の方向

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

少子・高齢化

現状

本県の高齢化率は22.6%で全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は24.3%と本県平均より高くなっています。

出生率は長期的な低下傾向が続いており、少子化の傾向が強まっています。

課題

若年層の働き手の減少により経済活力が低下、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源の悪化、福祉関連事業への行政負担が増大、地区コミュニティの活動が衰退することなどがあげられます。

国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

課題解決の方向

高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。

市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。

人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。





地方拠点都市としての将来

現状

交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。

新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。

九州新幹線及び南九州西回り自動車道隈之城インターチェンジの供用開始による新市への社会的・経済的効果、交流人口の増大、通勤圏の拡大などが期待されます。

課題

将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大するスケールメリット（規模を大きくすることで得られる利益）を活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域の一体的なまちづくりや合併による財政基盤の強化が不可欠となります。

交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。

課題解決の方向

可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。

合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

広域行政

現状

関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図ることを目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。

課題

川内市及び甕島区域における一般廃棄物最終処分場等の整備が10年以内に必要となってきました。

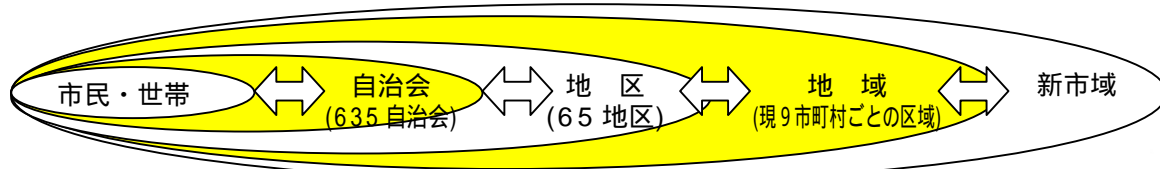
地方分権に伴う国・県からの権限移譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

課題解決の方向

日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

地域・地区の考え方（イメージ）

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区（現小学校区・地区）、大エリアの地域（現市町村域）と設定しています。（校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります）平成15年7月10日現在



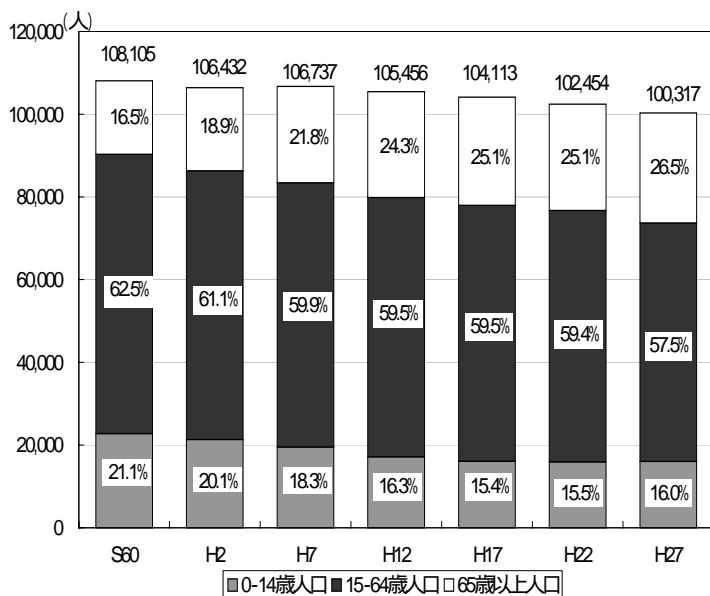


新市の概況と主要指標

面積 683.39 k m²

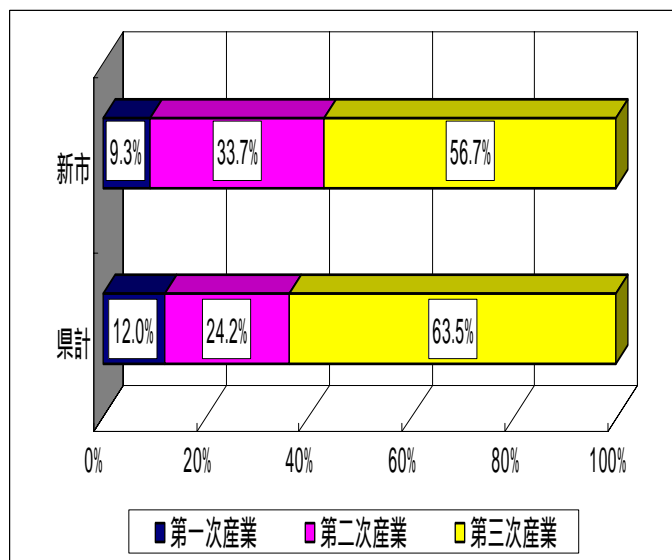
現在人口 105,464 人(平成 12 年国勢調査) 将来人口 102,457 人(平成 22 年の推計)

新市純生産額割



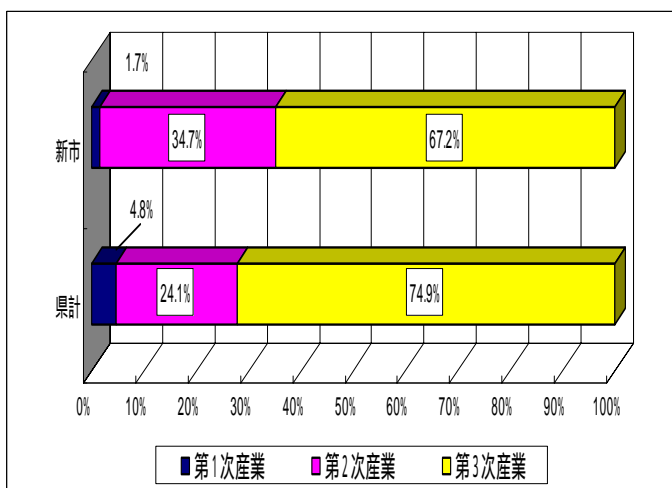
国勢調査結果及び推計

産業別就業人口



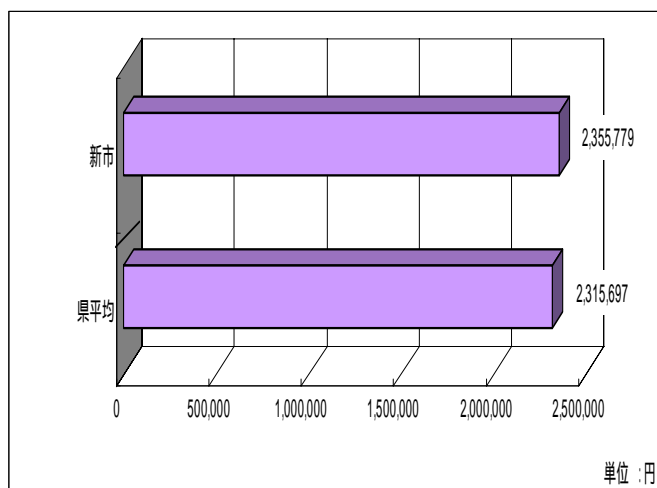
平成 12 年度国勢調査結果

新市純生産額割



平成 11 年度市町村所得推計報告書

人口 1 人当たり市民所得



平成 11 年度市町村所得推計報告書





新市まちづくりの基本方針

新市まちづくりの基本理念(まちづくりの基本的姿勢)

「地域力」が奏でる「都市力」の創出

それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市の潜在力を最大限に発揮し、これらが連携することにより新しい価値を創造していきます。

< 視点 >

- 「地域力」を育み新しい地域創造をめざす
- 「都市力」を最大限に発揮する
- 市民参画によるまちづくりを進める
- 行財政運営の効率化を進める

新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを实践する主体は市民です。この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれの潜在力をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりをめざします。





新市まちづくりの基本方針（将来都市像実現に向けた7つの政策）

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
- 2 健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
- 6 都市力を創生するまちづくり（社会基盤）
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）

新市の都市構造

ゾーンごとの振興方向

- ・都市文化ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」
- ・田園文化ゾーン 「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- ・海洋文化ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

交流・連携軸

- ・九州西岸軸（南九州西回り自動車道・国道3号/328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道）
- ・新市東西軸（甑島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン）
- ・地域交流軸（川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン・川内東郷連携ライン・甑島縦貫ライン・都市核道路）

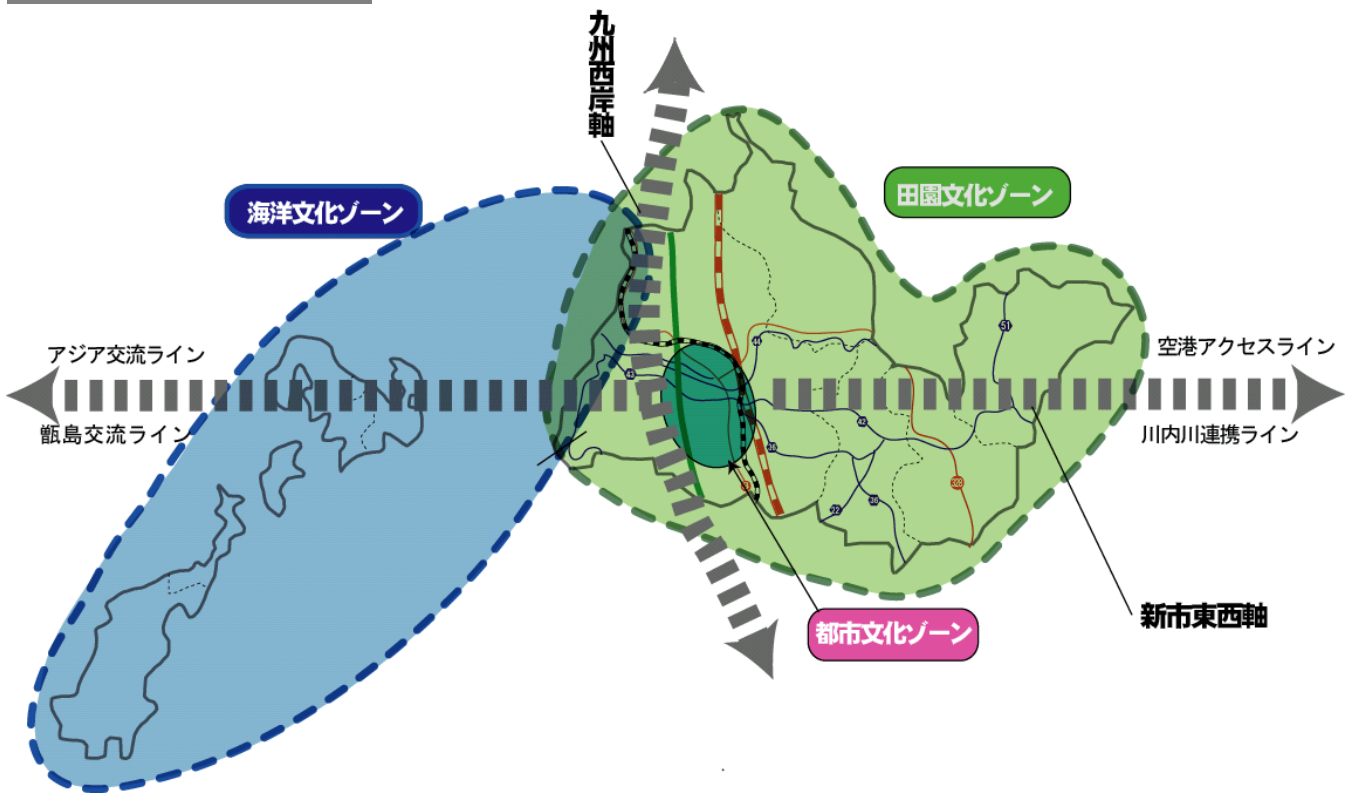
土地利用の基本的な考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

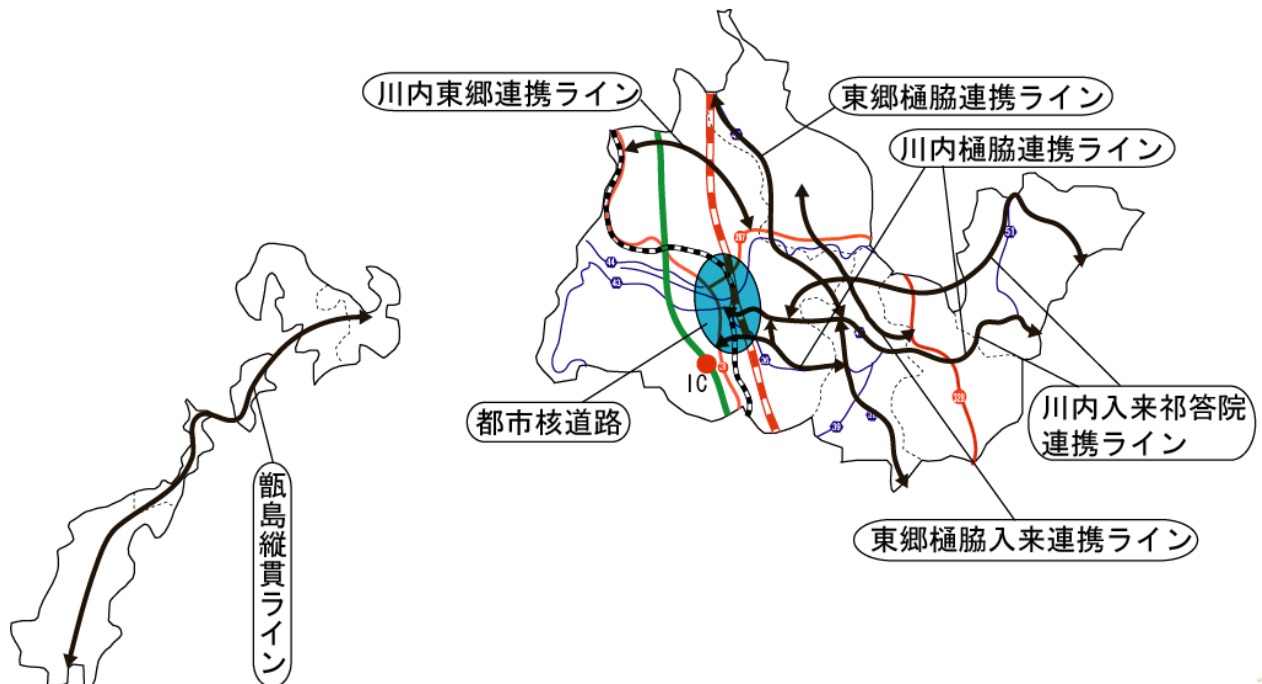




都市構造のイメージ



地域交流軸





公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理については管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにP.F.I.の導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甑村役場、下甑村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでない従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

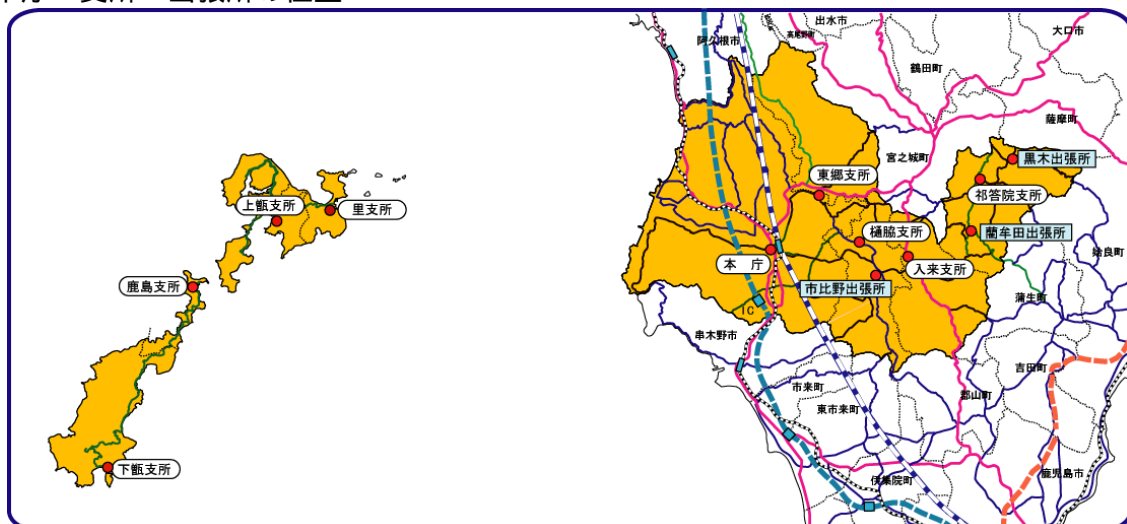
また、将来の新庁舎建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、蘭牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから、市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

P F I・・・プライベート-ファイナンス-イニシアチブの略称です。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。
市民サービスコーナー・・・住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してあります。

本庁・支所・出張所の位置





公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設呼称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甑島クリーンセンター 下甑村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甑島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甑村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甑村し尿処理場	有人施設
4	下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甑中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立) 幼稚園 小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甑) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下甑)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甑村老人福祉センター 下甑村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甑・下甑・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甑) 総合体育施設(東郷)	
11	その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甑村立体育館 上甑体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/プール/B&G海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者技術研修館 川内市勤労青少年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甑・下甑・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甑) 歴史民俗資料館(下甑)	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してあります。一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙してありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。





新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

計画上の位置付け

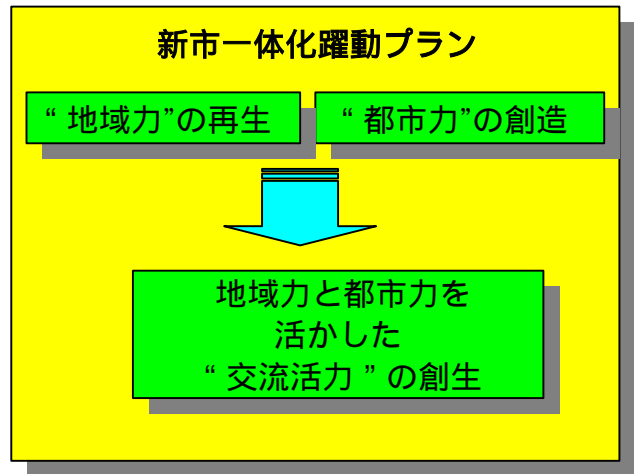
基本理念

将来都市像

基本方針

新市一体化躍動プラン
(重点的かつ戦略的に取組む施策)

「基本計画」、「まちづくり事業計画」
(基本方針に基づく施策と主な事業)



地域力再生プロジェクト

1 地区コミュニティ主体の地域づくり

地区コミュニティ協議会制度の導入

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能（運営体制や助成制度など）、事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を推進します。(主要事業：コミュニティ推進事業、地区振興計画策定支援事業)

地区コミュニティ活動への支援強化

2 地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成

地域特性を活かした学校教育の推進

3 地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承

文化的施設の整備及び利用促進

4 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

救急医療・消防防災体制の充実強化

福祉サービス体制の充実強化

環境対策の充実強化





都市力創造プロジェクト

1 利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化

定住ネットワークの形成

道路・交通ネットワークの形成

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網などのネットワークを整備します。

(主要事業：南九州西回り自動車道建設促進事業、国道・県道・市道整備事業、コミュニティバス運行事業等)

情報通信基盤の整備推進

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービス水準の向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。(主要事業：地域情報化推進事業、行政情報化推進事業、防災行政無線整備事業、防災情報システム整備事業等)

ネットワークサインの整備

2 交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅周辺の整備推進

南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進

中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設

港湾機能の強化

公園・緑地・河川空間の整備推進

ネットワークサイン…

公共案内サイン 市境案内(ゲートイン) 公共施設案内・誘導、道路標識、施設名看板などです。

観光案内サイン 名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などです。

交流活力創生プロジェクト

1 産業活力を導くまちづくり

新市経済圏の創出

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取り組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。

(主要事業：市内事業者利用促進事業、地産地消推進事業、新市ブランド形成事業等)

企業育成・誘致の推進

新市産業の振興(農林水産業の新たな展開、商工業の振興)

2 市域内の連携が盛んなまちづくり

交流事業の推進(地域や地区コミュニティ間交流、スポーツ交流、生涯学習活動の交流)

小中学校間の交流推進

3 市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

国際交流の推進





基本計画・まちづくり事業計画

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区・コミュニティを活かしたしくみづくり

施策項目	主な事業
地区コミュニティ・協議会制度の導入	コミュニティ推進事業 市・地区 (新規)
地区振興計画の策定支援	地区振興計画策定支援事業 市・地区 (新規)

地区・・・合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。

地区コミュニティ・・・人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

地区振興計画・・・

これからの地方分権の時代には、これまでも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方に基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

施策項目	主な事業
コミュニティ活動への支援	地区コミュニティ協議会支援事業 (新規) 自治会活動支援事業 ボランティア活動支援事業 市・県 ボランティア人材育成支援事業 市・県 地域づくり活動支援事業 公共施設里親・推進事業 (新規)
市民参画の推進	広報広聴事業 地域情報化推進事業 (新規) 情報公開制度充実事業 (新規) まちづくり交流センター運営事業 男女共同参画推進事業

公共施設里親（アダプト）の制度・・・新市など自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる制度で、地元住民を里親に公共施設などを養子になぞらえたものです。（社）食品容器環境美化協会等がまちの美化をめざして「アダプト・プログラム」として制度化、全国的な広がりを見せています。

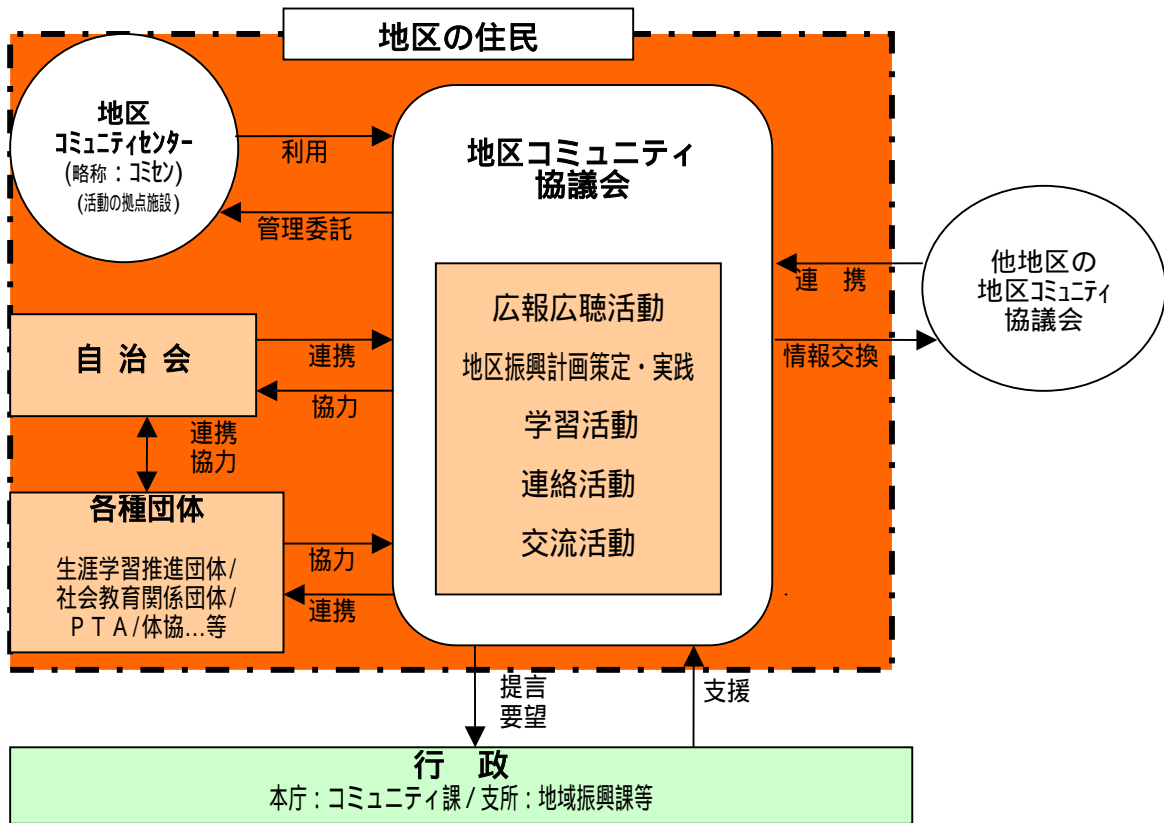
(3) コミュニティ活動環境の整備

施策項目	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター維持修繕事業 地区コミュニティセンター整備改修事業

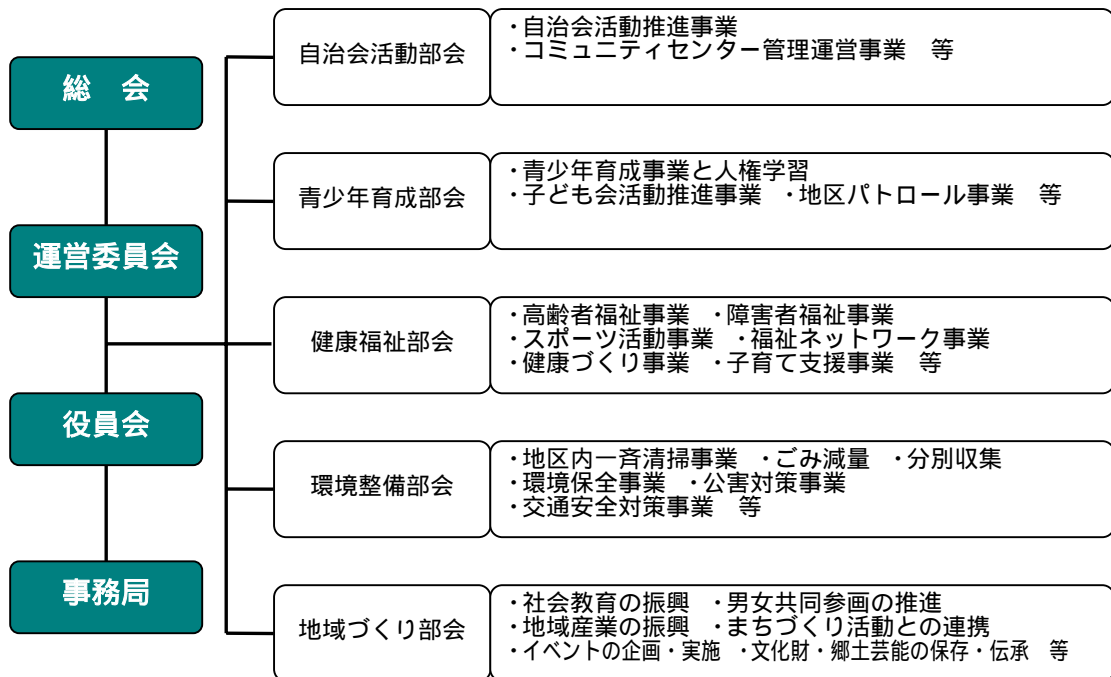




「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方（イメージ案）



「地区コミュニティ協議会」組織の考え方（イメージ案）



地区コミュニティ協議会...各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

部会の考え方...地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容等によりまとめたもので、地区のための活動を行うものと想定しています。具体的に設置する部会とその活動内容は、地区の実情に応じて各地区のコミュニティで協議されるべきものと想定しています。





2 健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

施策項目	主な事業
健康づくりの推進	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業(新規) 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	地域医療対策事業 市・県 診療施設運営管理事業 診療施設維持修繕事業 診療施設整備改修事業(新規) 初期救急医療対策事業 市・県 第2次救急医療対策事業 市・県 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業 市・県

(2) 社会保障の充実

施策項目	主な事業
国民健康保険事業の健全運営	国民健康保険事業
老人保健事業の健全運営	老人保健事業(再掲)
介護保険事業の運営	介護保険事業
国民年金事業の推進	国民年金制度周知事業 国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

施策項目	主な事業
地域福祉活動の推進	地域福祉計画策定事業 地域福祉活動事業 生活保護事業 ボランティア活動支援事業 市・県 (再掲) ボランティア人材育成支援事業 市・県 (再掲)
福祉施設の機能充実	福祉施設管理運営事業 福祉施設維持修繕事業 福祉施設整備改修事業(新規)
公共施設等のユニバーサルデザイン化	ユニバーサルデザイン推進事業(新規)

ユニバーサルデザイン…老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のことです。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたものです。





(4) 高齢者福祉の充実

施策項目	主な事業
高齢者の介護予防・生活支援の充実	高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	介護保険事業(再掲) 家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	シルバー人材センター運営事業 すこやか長寿社会運動推進事業 県

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

施策項目	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業 次世代育成支援行動計画策定事業

(6) 障害者（児）福祉の推進

施策項目	主な事業
障害者（児）福祉の充実	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	雇用・勤労者福祉対策事業 鹿児島障害者職業能力開発校移転促進事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

施策項目	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	母子寡婦父子福祉事業





3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

施策項目	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習推進事業 市・県 生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	生涯学習ネットワーク事業 市・県 図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業(新規)

(2) 社会教育の促進

施策項目	主な事業
社会教育活動の充実	社会教育活動支援事業

(3) 人権の尊重

施策項目	主な事業
人権教育活動の推進	人権教育推進事業
啓発活動の推進	人権問題啓発事業

(4) 幼児教育・学校教育等の充実

施策項目	主な事業
幼児教育の振興	幼児教育振興事業
学校教育の充実	学校教育振興事業 市・県 教育相談対策事業 市・県 学校給食事業 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 教職員住宅維持管理事業 教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育推進事業(新規) 小学校特認校・制度事業 学校間交流事業 漁村留学推進事業 市・県 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト教室・促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	ALT 配置事業 英語大好きかごしまっ子育成事業 教育用パソコン整備事業 21 教育ネットワーク運営事業 22 国際交流事業(再掲)

特認校・・・小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、市内に住んでいる児童生徒が、通学区域に関わりなく、誰でも入学申し込みをできる制度です。
サテライト教室・・・大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のことです。





(5) 青少年の健全育成

施策項目	主な事業
青少年の健全育成	青少年健全育成事業 市・県

(6) 地域文化の保存・継承

施策項目	主な事業
文化活動の推進	文化活動推進事業 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業(新規) 文化財保護事業 清色城跡保存関連整備事業 入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	歴史・文化ネットワーク事業(新規) 公共サイン整備事業(新規)
文化的施設の整備及び利用促進	歴史文化施設運営管理事業 歴史文化施設維持修繕事業 歴史文化施設整備改修事業(新規)

(7) スポーツの振興

施策項目	主な事業
スポーツの振興	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県 (新規)

(8) 交流活動の推進

施策項目	主な事業
国際交流の推進	国際交流事業 国際交流員招致事業 鹿児島純心女子大学留学生支援事業 外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	地域間青少年交流事業 市・県 (新規) 漁村留学推進事業 市・県 (再掲) 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規)





4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

施策項目	主な事業
防災体制の強化	災害対策事業 原子力安全対策事業 市・県 自主防災組織等育成事業 防災行政無線整備事業(新規) 地域防災対策事業 防災情報システム整備事業(新規) 危機管理センター整備事業(新規)
消防・救急体制の充実	消防通信施設整備事業(新規) 消防無線局整備事業(新規) 消防庁舎改修事業(新規) 消防分署整備事業(新規) 消防資機材整備事業 防火水槽整備事業 消防団施設整備事業 消防団資機材整備事業 消防団活性化事業 救急患者搬送ボランティア事業(再掲) 離島緊急搬送体制整備事業 市・県 (再掲)
安全な市民生活の確保	消費生活対策事業
交通安全・防犯対策の推進	交通安全対策事業 21 市道交通安全施設整備事業 22 県道交通安全施設整備事業 県 23 防犯対策事業

(2) 環境対策の充実

施策項目	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境保全事業 公害対策事業 環境基本計画策定事業(新規)
自然エネルギーの導入	新エネルギー推進事業(新規)
環境衛生対策の充実	環境衛生対策事業 市・県
葬斎場・墓地環境の整備	葬斎場維持管理事業 葬斎場整備改修事業(新規) 市営墓地維持修繕事業 市営墓地整備改修事業(新規)

(3) ごみ処理の充実

施策項目	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	資源ごみ収集・リサイクル推進事業 衛生自治組織活動支援事業 リサイクルセンター整備事業(新規)
不法投棄の防止推進	不法投棄防止事業
ごみ処理施設の機能充実	クリーンセンター維持修繕事業 クリーンセンター等施設整備改修事業(新規)
最終処分場の整備	最終処分場施設整備事業(新規) ごみ処分場閉鎖事業





(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

施策項目	主な事業
し尿処理施設の整備充実	環境センター維持修繕事業 川内環境センター施設更新事業(新規) 汚泥再生処理センター建設事業(新規)
合併処理浄化槽の整備促進	合併浄化槽整備促進事業 浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道等の計画的な整備・適正な維持管理	向田処理区公共下水道事業 永利地区下水処理事業 中甕中野地区下水道事業 鹿島地区下水道事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	城上地区農業集落排水事業 入来中部地区農業集落排水事業 大馬越地区農業集落排水事業 祁答院中央地区農業集落排水事業 里地区農業集落排水事業 平良地区漁業集落排水事業 片野浦地区漁業集落排水事業 手打地区漁業集落排水事業(新規)

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

施策項目	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設管理事業 簡易水道施設維持修繕事業 簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道施設管理事業 上水道施設維持修繕事業 上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	温泉施設管理事業 温泉施設維持修繕事業 温泉施設整備事業(新規) 温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業振興施設維持修繕事業 農業振興施設整備事業 市・県 工業用水事業





5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

施策項目	主な事業
市内事業者の利用促進	市内事業者利用促進事業(新規)
地産地消の推進	地産地消推進事業(新規) 物流拠点施設整備事業(新規)
新市ブランドの形成	新市ブランド形成事業 市・県 (新規)

(2) 農業の振興

施策項目	主な事業
安定的な農業経営の実現	農村振興基本計画策定事業(新規) 農業振興推進事業 市・県 農地利用促進事業
農業公社の設立	農業公社設立事業(新規)
畜産振興対策の実施	畜産振興推進事業 畜産施設整備事業(新規) 新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲)
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	農畜産物活性化事業 観光物販施設運営管理事業 地産地消推進事業(新規/再掲)
農村振興	むらづくり推進事業 県 体験学習・交流推進事業 市・県 (新規) 里地棚田保全整備事業 県
農業基盤整備の推進	広域営農団地農道整備事業川薩3期地区 県 農道維持修繕事業 農道整備事業 市・県 農業振興施設維持修繕事業(再掲) 農業振興施設整備事業 市・県(再掲) 農地等防災事業 市・県

(3) 林業の振興

施策項目	主な事業
森林資源の確保	森林保全対策事業 市・県 治山事業 市・県 森林整備計画策定事業(新規)
林業経営の高度化	林業振興対策事業 林業後継者育成対策事業 県 森林整備担い手育成確保総合対策事業 県 かごしま材利用推進事業 県
特用林産物の振興	特用林産物対策事業 県
林業生産基盤の整備	林道維持修繕事業 林道整備事業 市・県





(4) 水産業の振興

施策項目	主な事業
安定的な水産業経営の実現	水産業振興推進事業 地産地消推進事業(新規/再掲) 漁業生産の担い手育成事業 県 水産物市場整備事業(新規)
つくり育てる漁業の推進	水産業振興推進事業(再掲) 魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	水産業振興推進事業(再掲) 活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	漁村留学推進事業 市・県 (再掲) 漁業集落環境整備事業
漁業基盤整備の推進	漁港施設管理事業 漁港維持修繕事業 市営漁港整備事業 県営漁港整備事業 県 水産業振興施設整備事業 漁港海岸保全整備事業 県

(5) 商工業の振興

施策項目	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工業振興対策事業 TMO・運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	市内事業者利用促進事業(新規/再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲) 地域企業振興事業 企業誘致事業 公共用地活用事業(新規) 産業振興構想策定事業(新規) 起業化支援推進事業(新規) 産学官連携事業(新規) 異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	雇用対策事業 市・県 子供たちの体験学習推進事業 県 勤労者福祉事業 市・県 シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	産業拠点調査事業(新規)

TMO・・・中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のことです。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関ともいいます。

(6) 観光の振興

施策項目	主な事業
観光資源の複合的な活用	新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲) 観光振興計画策定事業(新規) 観光協会運営支援事業 観光パッケージ開発事業(新規) 観光キャンペーン事業 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規/再掲) 国立電波望遠鏡等連携事業





スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	イベント・コンベンション誘致促進事業 市・民間 (新規) イベント運営促進事業 市・民間 (新規) フィルムコミッション事業 市・民間 (新規) 研究活動誘致事業(新規) 修学旅行・社会科見学誘致事業(新規)
温泉街の活性化	温泉街活性化事業(新規)
観光施設の機能充実	観光物販施設運営管理事業(再掲) 観光物販施設維持修繕事業 市・民間 観光物販施設整備改修事業 市・民間 (新規) 観光物販施設販売促進事業 市・民間 (新規) タラソテラピー施設整備事業(新規) 宿泊施設運営管理事業 宿泊施設維持修繕事業 21 宿泊施設整備改修事業(新規)

6 都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

施策項目	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等管理事業 公営住宅ストック改善事業 公営住宅整備計画策定事業(新規) 公営住宅整備事業(新規) シルバーハウジング整備事業 市・県 ウッド・タフ・ロジエ外推進事業 県
定住促進対策の推進	定住促進対策事業 定住体験事業 地域活性化住宅整備事業(新規) 地域活性化宅地造成事業(新規)
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅対策事業

(2) 公園緑地の整備

施策項目	主な事業
公園の適正な維持管理体制の構築	公園施設管理事業 公園維持修繕事業 公園整備事業(新規) 都市計画公園整備事業(新規) ボランティア活動支援事業(再掲) 公共施設里親推進事業(新規/再掲)
観光公園の整備	観光公園施設維持修繕事業 観光公園施設整備事業(新規)
運動公園の整備	運動公園運営管理事業(再掲) 運動公園維持修繕事業(再掲) 運動公園整備事業(新規/再掲) 屋内体育施設維持修繕事業(再掲) 屋内体育施設整備改修事業(新規/再掲)





(3) 道路・交通ネットワークの整備

施策項目	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業 県 国道328号整備事業 県
県道の整備推進	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) 川内空港道路整備促進事業(新規) 宮崎バイパス整備促進事業(新規) 県道整備事業 県 県道交通安全施設整備事業 県 (再掲) 街路事業 県
市道の整備推進	市道維持修繕事業 市道整備計画策定事業(新規) 市道整備事業(新規) 市道交通安全施設整備事業(再掲) 都市計画道路整備事業 ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	九州新幹線整備促進事業 肥薩おれんじ鉄道利用促進事業 路線バス運行支援事業 市・県 コミュニティバス運行事業(新規) 21 上甕島バス運行事業 22 下甕島バス運行事業 23 海上交通対策推進事業 市・県 (新規)

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

施策項目	主な事業
新市の中心市街地の形成	川内駅周辺地区整備事業 川内駅周辺地区土地区画整理事業 都市景観整備事業(新規) 公共施設里親推進事業(新規/再掲) ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲) サイン計画策定事業(新規) 公共サイン整備事業(新規/再掲) 都市下水路維持修繕事業 都市下水路整備改修事業
市内各地の市街地の整備	天辰地区土地区画整理事業 入来温泉場地区土地区画整理事業





(5) 河川等の整備

施策項目	主な事業
河川等の整備	河川水路維持修繕事業 河川改修事業 市・県 (新規) 排水路整備事業 砂防・急傾斜地対策事業 市・県 海岸保全整備事業 川内川市街部改修促進事業 川内川下流改修促進事業
河川等の環境整備	親水施設整備事業 市・県 海岸環境整備事業 県

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

施策項目	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業 市・県
港湾機能の強化	港湾整備事業 市・県 旅客待合所管理事業

(7) 情報通信基盤の整備

施策項目	主な事業
地域・行政情報システムの統一 本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	地域情報化推進事業(新規/再掲) 行政情報化推進事業 地域情報施設整備事業
防災情報ネットワークの構築	防災行政無線整備事業(新規/再掲) 防災情報システム整備事業(新規/再掲)
情報通信格差への対応	移動通信用鉄塔施設整備促進事業

(8) 土地の有効利用

施策項目	主な事業
土地利用の推進	国土利用計画策定事業(新規) 都市計画マスタープラン策定事業(新規)
用地行政の充実	土地利用対策事業 用地対策事業 未登記土地整理事業 地籍調査事業





7 みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

施策項目	主な事業
市民参画の推進	情報公開制度充実事業(新規/再掲) まちづくり交流センター運営事業(再掲) 地区振興計画策定支援事業 市・地区 (新規/再掲)
広報広聴の充実	総合機能支所の設置 広報広聴事業(再掲) 地域情報化推進事業(新規/再掲) 行政情報化推進事業(新規/再掲) 地区コミュニティセンター運営管理事業(再掲)

(2) 男女共同参画社会の形成

施策項目	主な事業
男女共同参画社会の実現	男女共同参画条例策定事業(新規) 男女共同参画推進事業(再掲)

(3) 効率的な行政運営の推進

施策項目	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	総合機能支所の設置(再掲) 総合計画策定事業(新規) 行政評価制度運営事業(新規) 定数管理計画策定事業(新規) 地域情報化推進事業(新規/再掲)
公共施設の整備・管理	庁舎管理・改修事業 本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサインの整備	サイン計画策定事業(新規/再掲) 公共サイン整備事業(新規/再掲)

(4) 健全で安定的な財政運営の推進

施策項目	主な事業
健全で安定的な財政運営の推進	財政計画策定事業(新規) バランスシート策定事業(新規)

新市における県事業の推進

鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら事業を実施し、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

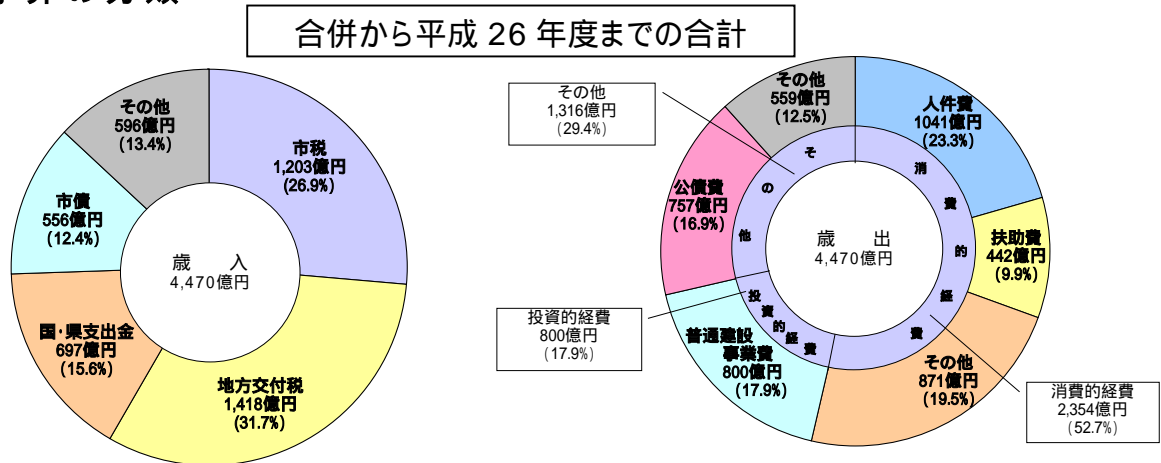




財 政 計 画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、第5章の基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

予算の分類



区 分		内 容
歳入	市 税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金です。
	地方交付税	地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。
	国庫支出金	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。
	県支出金	市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金です。
	市 債	地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるものです。
歳出	消費的経費	職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。(職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等)
	扶助費	各種法令に基づき被扶助者に対して支出する経費です。(生活困窮者、児童、老人、障害者等の援助費)
	投資的経費	普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。
	その他	公債費 市債の元利償還に要する経費です。





合併に伴う財政支援措置

		限度額	活用額（財政計画）
国の支援	臨時的経費に対する財政措置	約 2 4 億円	約 2 4 億円
	市町村合併補助金	約 8 億円	約 8 億円
県の支援	市町村合併特例交付金	1 0 億円	1 0 億円
合併特例債		約 4 8 0 億円	約 2 0 0 億円
計		約 5 2 2 億円	約 2 4 2 億円

- ・ 合併に伴う経費などについて、国・県からの支援額は約 4 2 億円です。
- ・ 合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約 4 8 0 億円のうち 2 0 0 億円（約 4 割程度）を活用します。

合併による新たな投資への対応

- ・ 普通建設事業費は、合併特例債の活用を含み約 8 0 0 億円となり、合併しなかった場合と比較すると約 1 2 1 億円の増額を見込んでいます。これは、新市一体化躍動プラン事業など、合併による新たな投資に取り組むために必要な額です。ただし、新規事業については、事業調査を行った上で、緊急性・効果等を勘案し着手するものとします。

歳入・歳出の比較

区 分	合併しなかった場合	合併した場合	差 額	
歳入	市税	120,130	120,326	196
	地方交付税	134,686	141,842	7,156
	国県支出金	68,146	69,667	1,521
	市債	45,334	55,555	10,221
	その他	98,864	59,623	- 39,241
	計	467,160	447,013	- 20,147
歳出	人件費	111,019	104,147	- 6,872
	扶助費	41,416	44,165	2,749
	物件費	59,278	54,260	- 5,018
	その他消費的経費	51,585	32,819	- 18,766
	普通建設事業費	67,900	80,000	12,100
	公債費	72,577	75,733	3,156
	その他	52,216	55,889	3,673
	計	455,991	447,013	- 8,978

（単位：百万円）

- ・ 10カ年累計の人件費は、合併しなかった場合と比較すると約 6 9 億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 物件費は、合併しなかった場合と比較すると約 5 0 億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 扶助費は、今後福祉分野の経費が増え、約 2 8 億円の増額を見込んでいます。
- ・ 公債費（10カ年累計）は、約 3 2 億円の増額を見込んでいます。
- ・ 新市においては、国・県の財政状況や地方交付税制度の動向を見極めながら、中・長期的視点に立った財政運営を図ります。

